

首都圏の外食事業者等新たな販売先探しを支援します

<「福岡の食」販売拡大・消費対策事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、お問い合わせを受け付けています。

【対象となる方】

外食事業者等の販売先を探している農林漁業法人、農業者、農協等

※OISA 登録者 生産者 105 者(社)、バイヤー135 社（令和 6 年 2 月時点）

【支援内容】

- ・ 県が運営する福岡の食商談用サイト「OISA」は、無料で登録・活用することができます。
- ・ オンライン商談会の開催やサイト内での商談から成約までの支援を実施します。

<サイト内コンテンツの一部>

- ・ 「福岡の食」に関心がある外食事業者等の登録情報から、取引条件に合う販売先を効率的に探すことができます。
- ・ サイト内でメッセージのやり取りができ、気になる外食事業者等へすぐにアプローチできます。
- ・ 外食事業者等に向けた商談用資料（FCP シート）の作成について、サイトからアドバイスを依頼できます。



【「OISA」検索ページ】



【「OISA」QR コード】

[URL] <https://fukuoka-oisa.com/>

【お問い合わせ先】

- ・ 福岡の食販売促進課 販売促進第一係、販売促進第二係（TEL：092-643-3514）

県産農林水産物を使った6次産業化を推進します

<6次産業化発展事業>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他**【利用区分】** 個人、法人、集落営農、地域**【申請時期（期間）・利用時期等】**

申請時期は4月～6月の予定です。

詳細は、最寄りの農林事務所までお問い合わせください。

【対象となる方】

県内の法人格を有する農林漁業事業体、農林漁業協同組合等

【支援内容】

・専門家の指導に基づき、商品改良を支援

<対象経費>パッケージデザイン、商品改良に必要な機器整備等

<補助率> 1/2以内（上限補助金額 75万円）

※ただし、機器整備に係る上限事業費は50万円

【お問い合わせ先】

・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）

・園芸振興課 特産・加工係（TEL：092-643-3489）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

・農山漁村振興交付金

食品衛生法の営業許可に必要な施設整備を支援します

＜ふるさとの漬物づくり応援事業＞

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、お問い合わせを受け付けています。

【対象となる方】

- ・改正食品衛生法施行前に漬物製造の届出を行っていた者で構成するグループ
- ・上記グループが使用する加工施設を改修する者

【支援内容の紹介】

- ・地域の特産品である漬物の伝統の味を承継していくため、漬物を製造する農産加工グループ等に対し、事業継続に必要な施設整備費を支援します。

＜補助率＞

- ・対象事業費の1／2以内（補助額は1グループあたり150万円以内）

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・経営技術支援課 女性農業者支援係（TEL：092-643-3492）

環境にやさしい農業の取組を支援します

＜環境保全型農業直接支払交付金＞

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、4月～6月の予定です。

詳細は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

農業者の組織する団体または一定の条件を満たす農業者（個人・法人）のうち、以下の要件を満たす方

- ・環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、チェックすること
- ・環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解増進の活動等）に取り組むこと

【支援内容】

- ・化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、以下の取組のうち、いずれかを実施する必要があります。

＜全国共通の取組＞ ※支援単価は国1/2、県1/4、市町村1/4の合計額

対象取組 (主な対象作物)	支援単価 (10a 当たり)	備考
カバークロップ (水稲)	6,000 円以内	緑肥等を作付けする取組
堆肥の施用 (水稲)	4,400 円以内	炭素貯留効果の高い堆肥を施用する取組 ※支援対象となるためには、C/N比 10 以上等の要件あり。
有機農業 (水稲、野菜等)	12,000 円以内	国際水準の有機農業の取組 ※雑穀、飼料作物等は 3,000 円以内/10a ※このうち炭素貯留効果の高い有機農業を 実施させる場合に限り 2,000 円を加算
リビングマルチ (大豆、野菜等)	5,400 円以内	主作物の畝間に麦類や牧草等を作付けす る取組 ※小麦大麦・イタリアンライグラスは 3,200 円以内/10a
草生栽培 (果樹、茶)	5,000 円以内	園地に麦類や牧草等を作付けする取組
不耕起播種 (大豆、麦)	3,000 円以内	耕起をせずに播種を行う取組
長期中干し (水稲)	800 円以内	溝切りを原則実施した上で 14 日以上の中干しを行う取組
秋耕 (水稲)	800 円以内	春の田起こしをせずに、秋 (稲の収穫後) に、田を耕す取組

<福岡県独自の取組（地域特認の取組）>

対象取組 (主な対象作物)	支援単価 (10a 当たり)	備考
I P M 技術の導入 (イチゴ、キュウリ（施設）、葉ネギ（施設）、ナス（施設）)	8,000 円以内	各作物共通の要件 福岡県 I P M 実践指標のうち、県が別に定める必須及び基本項目を含む概ね 8 割以上の取組を実施
I P M 技術の導入 (水稲)	4,000 円以内	上記要件と畦畔の除草 4 回以上に加え、下記のいずれかの取組が必要 ① 生物農薬利用による健全苗育苗 ② 機械除草、紙マルチ使用による本田除草 ③ 魚毒性が低い本田除草剤 1 回使用と抜き取り管理

<支援対象となる取組の例>



①カバークロップ（緑肥等）の作付
（例：レンゲ）



②不耕起播種の導入
慣行に比べ、耕起回数の減、浅い耕起、部分的な浅い耕起などの播種技術の導入



③ I P M 技術の導入
生物農薬使用など総合的病害虫防除技術の導入（写真は、アザミウマ（右）を捕食するスルスキーカブリダニ（左））

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・食の安全・地産地消課 生産安全係（TEL:092-643-3571）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・環境保全型農業直接支払交付金

環境にやさしい農業の取組を支援します

<ふくおかエコ農産物認証制度>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、1月、7月の予定です。

詳細は、最寄りの普及指導センターまでお問い合わせください。

【対象となる方】

- 県内に住所を有する農業者またはその組織する団体のうち、以下の要件等を満たす方
- ・福岡県における化学農薬・化学肥料の慣行栽培における使用量の基準（県基準）の5割以下で栽培すること
 - ・栽培管理に対し責任を持つ栽培管理者が設置されていること
 - ・対象農産物の栽培面積が5 a 以上であること

【支援内容】

- ・知事名での認定証を交付します。
- ・認証を受けた農産物（エコ農産物）のPRのためのリーフレットやポスター、のぼり等を提供します。
- ・ふくおかエコ農産物販売拡大協議会のホームページで生産情報や販売情報を公開します。
- ・各種イベント等でPRや販売できる機会を提供します。



ポスター



のぼり

【認証のしくみ】



【お問い合わせ先】

- ・最寄りの普及指導センター
- ・食の安全・地産地消課 生産安全係 (TEL:092-643-3571)

GAPの取組を支援します

<福岡県GAP認証制度、福岡県農業生産工程管理推進事業>

<福岡県GAP認証制度>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、5月、9月、12月の予定です。

詳細は、最寄りの普及指導センターにお問い合わせください。

【対象となる方】

- ・県内に住所を有する農業者またはその組織する団体
- ・1品目あたり10a以上生産していること

【支援内容】

- ・知事名での認定証を交付します。
- ・認証を受けた農産物を「福岡県GAP認証取得」等、包装資材やPOPに記載することができます。

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの普及指導センター
- ・食の安全・地産地消課 生産安全係（TEL:092-643-3571）

<国際水準GAPレベルアップ支援事業>

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、4～10月の予定です。

※詳細は、最寄りの農林事務所、食の安全・地産地消課にお問い合わせください。

【対象となる方】

- ・国際水準GAP認証制度を活用し、計画的な取組を行う生産者、生産者団体

【支援内容】

- ・国際水準GAP審査費や土壌、水質、残留農薬分析費用、認証取得に必要とされる環境整備（出荷調製施設の改修等）に要する経費等

<補助率> 1/2以内（上限50万円）

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・食の安全・地産地消課 生産安全係（TEL:092-643-3571）

<国際水準GAP認証取得に向けた生産者研修>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、5月以降の予定です。

詳細は、最寄りの農林事務所、食の安全・地産地消課にお問い合わせください。

【対象となる方】

- ・GAPに取り組む生産者・生産者団体、JA営農指導員、普及指導員

【支援内容】

- ・国際水準GAP認証取得を進めるため、食品安全、労働安全、環境保全等について、GAP研修拠点（農業大学校）において、実践的な研修を実施。
- ・具体的には、リスク分析に基づく作業ルールの作成、農薬保管庫の設置方法、危険箇所の把握方法等を研修。

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・食の安全・地産地消課 生産安全係（TEL:092-643-3571）

ワンヘルスの取組を実践する農林漁業者を支援します

<福岡県ワンヘルス認証制度>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、**法人**、**集落営農**、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、申請を受け付けています。

福岡県ワンヘルス認証サイト（右記QRコード）から申請を行ってください。

Web申請が困難な場合は、書類申請も受け付けています。



【対象となる方（認証要件）】

申請者の条件：福岡県内に住所または本店を有し、以下のいずれかに該当する者。

- (1) 農林水産業を営む者（JA等生産者団体、生産者集団を含む）
- (2) 農林水産物を原材料とした製品を製造または加工する者
- (3) 主に県内の農林水産物等を直売する組織または集団

認証要件：原則として、県内で生産される農林水産物等であり、福岡県ワンヘルス推進行動計画の基本方針に基づき設定される取組事項のうち、2つ以上を実践すること。

【支援内容】

- ・知事名での認定証を交付します。
- ・認証を受けた農林水産物に、認証マークを表示できます。
- ・ワンヘルス認証サイト「紹介ページ」でPRが可能です。
- ・ワンヘルス認証サイト「商談用プラットフォーム」を通して、ワンヘルス宣言事業者と飲食店や企業内食堂等の取引促進を図ることができます。



認証マーク

※ワンヘルス宣言事業者登録制度：ワンヘルスの理念に基づいた活動を行う旨を宣言した県内事業者等を登録する制度

<認証のしくみ>



【お問い合わせ先】

・食の安全・地産地消課 生産安全係（TEL:092-643-3571）

中山間地域での農業生産活動の継続を支援します

<中山間地域等直接支払交付金>

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請期限は、6月末日までです。

【対象となる方】

5年間農業生産活動等を継続する農業者等

【支援内容】

- ・農業生産条件の不利な中山間地域等において、農地を5年間維持・管理する農業者等に対し、国、県、市町村が連携し、農地の地目、傾斜度に応じて、一定額を交付します。

1. 対象地域・対象農用地

支援対象となる農地は、指定地域及び特認地域において、傾斜等により農業生産条件が不利な一団の農振農用地です。

- ・本県における指定地域とは、地域振興5法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法、棚田地域振興法）の指定を受けた地域をいいます。
- ・また、特認地域とは、指定地域に準ずる地域として知事が定める基準（指定地域に地理的に隣接する農地等）に該当する地域をいいます。

2. 交付要件

支援を受けるためには、集落等を単位として農地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、以下の取組を実施する必要があります。

- ①耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動、周辺林地の管理、景観作物の作付等
 - ②集落戦略（農業生産活動等の継続のためのサポート体制）の作成
- ※①+②を行う場合、交付単価の10割を交付。①のみを行う場合、8割を交付。



耕作放棄地の防止



農道の管理活動

3. 交付単価

地目	区分	単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20 以上)	21,000
	緩傾斜 (1/100 以上)	8,000
畑	急傾斜 (15° 以上)	11,500
	緩傾斜 (8° 以上)	3,500

4. 加算措置

下記の取組を行う場合は、加算措置を受けることができます。

- (1) 棚田地域振興活動加算 【加算額：急傾斜 10,000 円/10a、
超急傾斜 14,000 円/10a】

認定棚田地域振興活動計画に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合

- (2) 超急傾斜農地保全管理加算 【加算額：6,000 円/10a】

超急傾斜地（田：1/10 以上、畑：20 度以上）の農地について、その保全等の取組を行う場合

- (3) 集落協定広域化加算 【加算額：3,000 円/10a】

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結し、主導的な役割を担う人材を確保した上で取組を行う場合

- (4) 集落機能強化加算 【加算額：3,000 円/10a】

新たな人材の確保や集落機能を強化する取組を行う場合

- (5) 生産性向上加算 【加算額：3,000 円/10a】

生産性向上を図る取組を行う場合

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所(農山村振興課、農山村農業振興課)
- ・農山漁村振興課 中山間地域振興係 (TEL:092-643-3503)

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・中山間地域等直接支払交付金

サポーターによる中山間地域での共同活動を支援します

＜中山間応援サポーター制度＞

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 個人、法人、集落営農、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、申請を受け付けています。

詳細は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

※共同活動実施予定日の1か月前までに支援活動要請書を市町村に提出する必要があります。

【対象となる方】

中山間地域^{*}の集落等

※地域振興5法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法、棚田地域振興法）の指定を受けた指定地域と指定地域に準ずる地域として知事が定める基準（指定地域に地理的に隣接する等）に該当する特認地域

【支援内容】

・都市住民等からなる中山間応援サポーター^{*1}を組織し、高齢化の進展等により、集落等の住民の労力では困難となる共同作業^{*2}（草刈、収穫作業、伝統行事の開催等）をサポーターによるボランティア活動で支援します。

※1 県のホームページで募集・登録

※2 集落等が共同で行う活動とし、原則「集落等では実施が困難な活動」



ツツジの植栽
(東峰村)

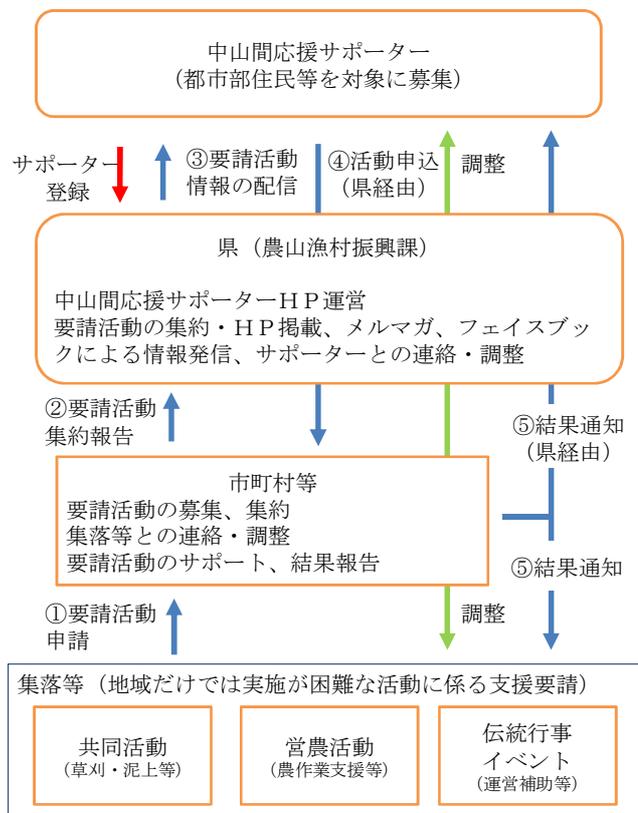


ススキの刈取り
(添田町)

<中山間応援サポーターによる支援までの流れ>

- ①支援活動要請書の提出
(集落等 ⇒ 市町村)
- ②要請活動の集約・報告※
(市町村 ⇒ 県)
※実施予定の1カ月前まで
- ③要請活動情報の配信
(県 ⇒ サポーター)
- ④活動申込
(サポーター ⇒ 県 ⇒ 市町村)
- ⑤人数、時間等を調整後、結果通知
(市町村 ⇒ 集落等)
(県 ⇒ サポーター)
- ⑥サポーターによる支援の実施

サポート体制のイメージ



【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所 (農山村振興課、農山村・農業振興課)
- ・農山漁村振興課 中山間地域振興係 (TEL:092-643-3503)

野生鳥獣の侵入を防止する柵の整備を支援します

＜鳥獣被害防止総合対策交付金＞

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 個人、法人、集落営農、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は市町村協議会により異なります。

詳細は、最寄りの農林事務所、市町村までお問い合わせください。

【対象となる方】

鳥獣被害防止計画を策定し、協議会で侵入防止対策に取り組む市町村の耕作者
(受益戸数3戸以上が要件)

【支援内容の紹介】

被害が発生している農地等を対象にワイヤーメッシュ、
電気柵等の侵入防止柵の整備経費を助成します。



ワイヤーメッシュ

＜対象地域・対象農用地＞

- ・被害防止計画が策定されている市町村
- ・鳥獣被害が発生している農地等

＜補助率＞

- ・定額（資材費のみの交付）、または1/2以内（請負施行の場合）
※柵の種類や施工方法により上限単価が異なるため、個別にご相談ください。

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの市町村
- ・最寄りの農林事務所（農山村振興課、農山村・農業振興課）
- ・経営技術支援課 鳥獣対策係（TEL:092-643-3560）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・鳥獣被害防止総合対策交付金

農泊を核とした地域振興に取り組む活動を支援します

<魅力あふれる農泊推進事業>

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他【利用区分】 個人、法人、集落営農、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】

申請時期は、4月の予定です。

詳細は、最寄りの農林事務所までお問い合わせください。

【対象となる方】

地域協議会等

（農林漁業者、市町村、J A、観光協会、直売所、商工会等で構成）

【支援内容】

・農泊を核とした地域振興に取り組む地域に対し、以下の取組を支援します。

- ① 独自プログラムの新規作成及び拡充
- ② プロモーションの実施
- ③ 受入れ家庭の拡大の取組
- ④ その他（研修会の開催等）

・補助率：定額（上限50万円）

【お問い合わせ先】

・最寄りの農林事務所（農山村振興課、農山村・農業振興課）

・食の安全・地産地消課 地産地消推進係（TEL：092-643-3575）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

・農山漁村振興交付金

県内統一の
農泊ロゴマーク

農業経営の改善を支援します

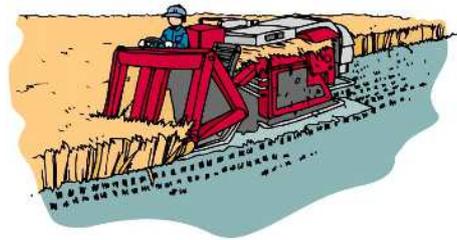
<農業制度資金>

【事業区分】 補助・交付金、出資、**融資**、税制、その他【利用区分】 **個人**、**法人**、**集落営農**、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

随時、借入申込を受け付けています。

※申込先は各融資機関となります。



【対象となる方】

農業者、認定農業者、認定新規就農者、農業参入法人、集落営農組織 等

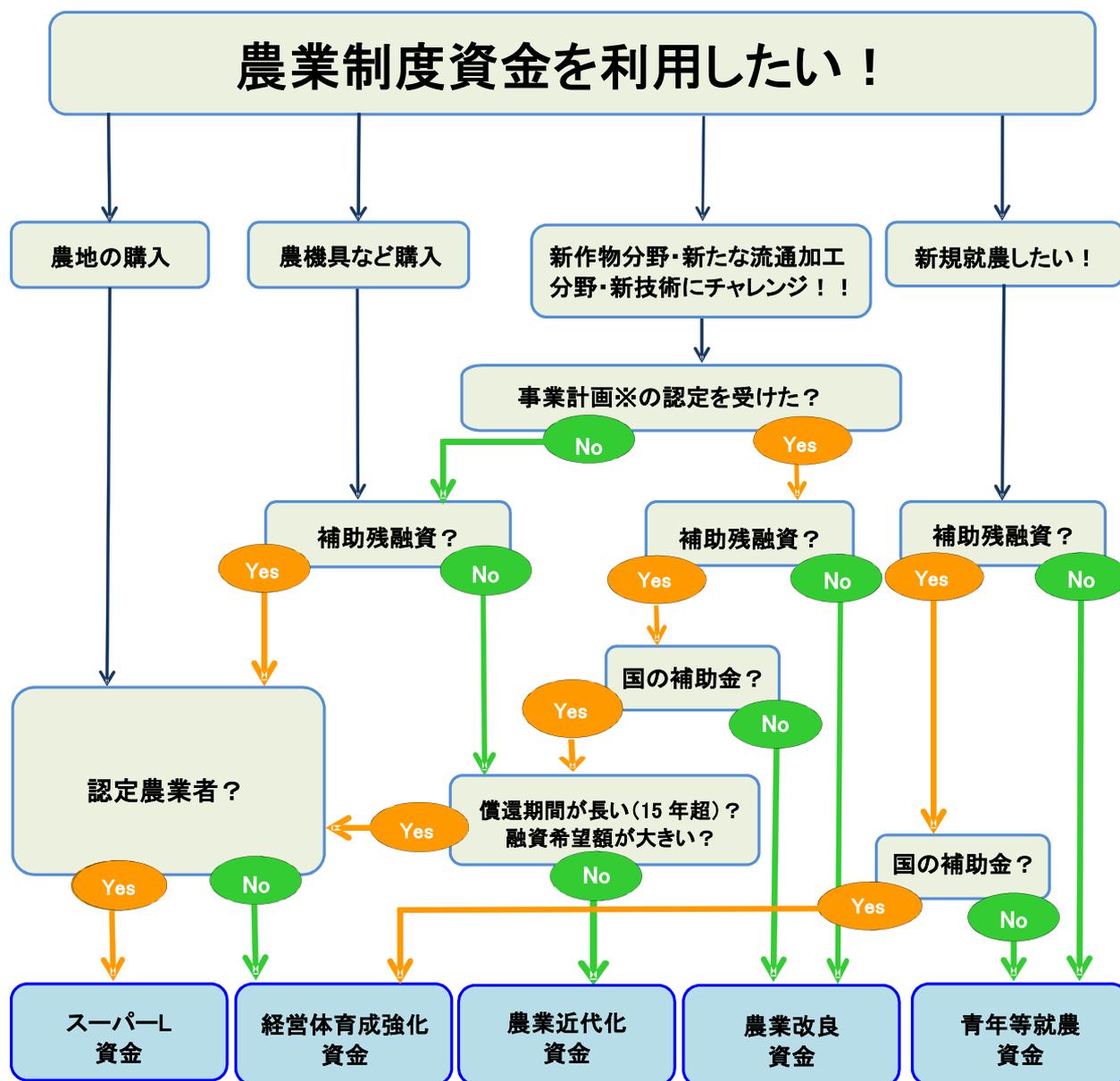
【支援内容】

- ・農業制度資金とは、農業者が農業を行うために必要な資金を融通する制度です。県では資金の借入手続等における指導や助言、利子補給を行っている資金もあります。

資金の種類	内 容	融資機関
農業近代化資金	農業経営改善のための最も一般的な制度資金	農協等
スーパーL資金	近代化資金より償還期間が長く融資額も大きい、認定農業者向けの資金	公庫等
青年等就農資金	新規就農者が、農業経営が軌道に乗るまでに必要な機械・施設の整備等の資金を借り入れる場合	公庫等
農業改良資金	新技術や新作物の導入等、新分野へチャレンジする場合	公庫等

※代表的な制度資金のみ紹介しています。制度利用にあたっては要件があります。

農業制度資金・簡単早見表



※農工商等連携促進法、六次産業化法、みどりの食料システム法などで規定された事業計画

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・団体指導課 金融係（TEL：092-643-3480）
- ・株式会社日本政策金融公庫福岡支店（TEL：092-451-1780）
- ・最寄りの農業協同組合
（URL：<http://www.jabankfukuoka.or.jp/link/index.html>）



【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・スーパーL資金
- ・経営体育成強化資金
- ・農業改良資金
- ・青年等就農資金

災害や価格低下等による収入減少を補償します

＜収入保険＞

【事業区分】 補助・交付金、出資、融資、税制、**その他**

【利用区分】 **個人**、**法人**、集落営農、地域

【申請時期（期間）・利用時期等】

加入申請は、保険期間が始まる前の月までに行います。

保険期間は、個人の場合は1月から12月、法人の場合は事業年度の1年間です。

※申込先は、福岡県農業共済組合（NOSA I 福岡）となります。

【対象となる方】

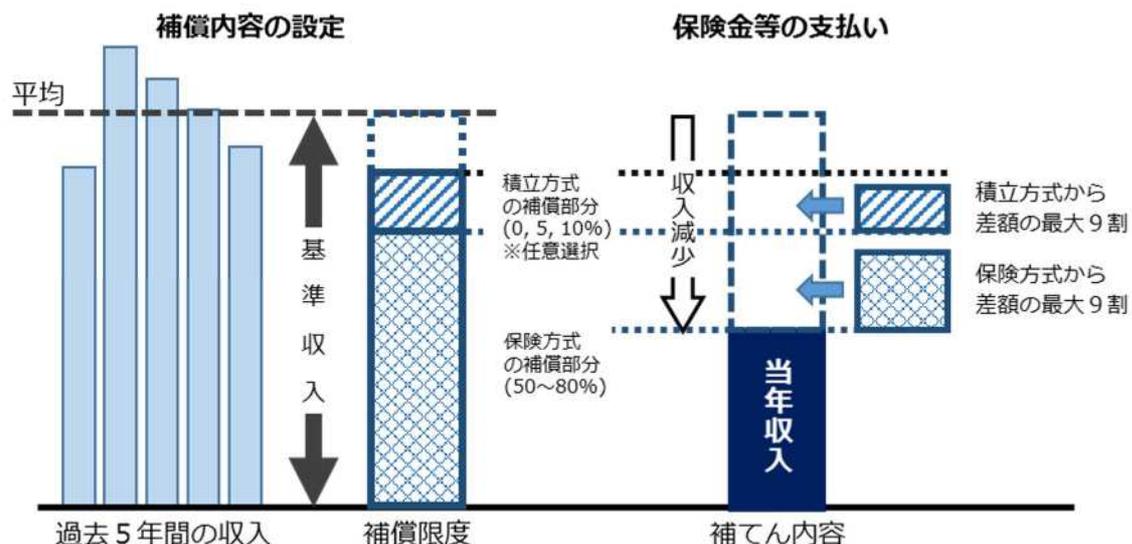
青色申告を行っている農業者

※1年以上の実績があれば加入できます。

※加入申請を行う年（保険期間の前年）の実績があれば加入できます。

【支援内容】

- ・自然災害による収量減少や価格低下等、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。
- ・農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象で、基本的に品目の限定はありません。
- ※簡易な加工品や、一部の補助金は含まれます。
- ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象のため除きます。
- ・農業者ごとに保険期間（1年間）の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割までを補てんします。



- ・「掛捨ての保険方式」と「掛捨てとならない積立方式」の組合せで補てんします。
 - ・農業者は、保険料、積立金及び事務費を支払います。
 - ・保険料については50%、積立金については75%の国庫補助があります。
 - ・農業者が負担する保険料（掛金）率は1.179%となります（原則として、3年ごとに改定）。また、原則として、自動車保険と同じように、保険金の受取がない方は、保険料（掛金）率の段階が下がっていきます。
 - ・令和2年1月から、補償の下限を設定することで、保険料が最大約4割安くなるタイプが追加されました。
 - ・令和6年1月から、以下のとおり制度が改正されました。
 - ①気象災害により被災した年の収入をその年の基準収入の8割まで上方修正できる「気象災害特例」の導入
 - ②保険方式のみ（積立金なし）で基準収入の9割を補償限度とするタイプの新設
 - ③加入申請を行う年（保険期間の前年）の青色申告実績で加入が可能
 - ・収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。
- ※野菜価格安定制度については、令和6年1月からの収入保険加入者まで同時利用ができます（2年間）。
- 令和7年以降の収入保険加入者は同時利用できません。
- 令和4年及び5年の収入保険加入者は2年間の同時利用期間が3年間に延長されました。

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの福岡県農業共済組合（N O S A I 福岡）
（URL：<http://nosai-fukuoka.or.jp/>）
- ・最寄りの普及指導センター
- ・団体指導課 農業共済係（092-643-3483）



41 野菜の価格低下に備えたい

野菜の価格が下落した時に、補てんが受けられます

＜野菜生産出荷安定事業＞

【事業区分】 **補助・交付金**、出資、融資、税制、その他

【利用区分】 **個人**、**法人**、**集落営農**、**地域**

【申請時期（期間）・利用時期等】

今回は、令和6年度に令和7～9年度分の申請を受け付けます。

詳細は、最寄りの農林事務所までお問い合わせください。

【対象となる方】

県の指定する43品目の野菜の集団産地の出荷団体及び大規模生産者

※だいこん、かぶ、にんじん、キャベツ、レタス、リーフレタス、サラダ菜、ほうれんそう、しゅんぎく、ブロッコリー、セルリー、みつば、パセリ、アスパラガス、ふき、葉ねぎ、青ねぎ、白ねぎ、にら、こまつな、チンゲンサイ、なす、トマト、きゅうり、オクラ、スイートコーン、いんげん、えだまめ、おおば、菜の花、な花、ミニトマト、紅たで、ラディッシュ、赤しそ、えのき茸、しめじ、いちご、たまねぎ、カリフラワー、ごぼう、みずな、すいか

【支援内容】

- ・対象野菜の価格が著しく低下した場合に、補償基準額と平均販売価格（ただし、最低基準額を限度とする）との差額の一部を補てん金として受け取ることができます。

【お問い合わせ先】

- ・最寄りの農林事務所（農業振興課、農山村・農業振興課）
- ・園芸振興課 野菜係（TEL：092-643-3488）

【同様の支援を受けられる国の事業等】

- ・野菜価格安定対策事業